

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 件 名 | 中里貯水池進相コンデンサ取替工事 |
| 2 施 行 場 所 | 三重県いなべ市藤原町狸谷1316中里貯水池 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和8年10月30日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積もり合わせを行いますので、入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加条件 | 当機構から一般競争(指名競争)参加資格業者(電気工事)として認定を受けた者が見積りに参加できます |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令 和 7 年 12 月 9 日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5)質 問 書 | 令 和 7 年 12 月 3 日 12:00 まで
※質問の回答については、令 和 7 年 12 月 5 日 までにHPに掲載します。 |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年12月9日 16:00 までとします。 |
| 7)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

【オープンカウンタ方式】

中里貯水池進相コンデンサ取替工事

仕様書

令和 7 年 1 1 月

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

本仕様書は、中里貯水池進相コンデンサ取替工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事場所

三重県いなべ市藤原町狸谷 1316 中里貯水池

第3節 工事の内容

本工事は、中里貯水池にある高圧受変電設備の低圧用進相コンデンサの取替を行うものである。

(1) 低圧用進相コンデンサ 製作、据付、調整、撤去 1 式

第4節 期間

契約締結の翌日から令和8年10月30日までとする。

第5節 工事数量等

5-1 工事数量

本工事の工事数量及び工事の範囲は、別添「工事数量総括表」のとおりとする。

5-2 施工範囲

本工事の施工範囲は、工事数量総括表の構成品目に示す設備の設計、製作、搬入、据付を行うものである。

第6節 工事現場発生品

1. 次の現場発生品は担当職員に引き渡し、現場発生品調書を提出するものとする。

品名	規格	単位	数量	備考
低圧進相コンデンサ		台	2	
直列リアクトル		台	2	

2. 引渡し場所

三重県いなべ市藤原町狸谷 1316 中里貯水池

第7節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は次のとおりである。

(1) 真夏日の定義

以下の①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

ただし、不稼働日（休日（土日、祝日、年末年始及び夏季休暇）、天候等による作業不能日等を考慮した作業不能日）は、真夏日に含めないものとする。

なお、施工現場から最寄りの観測所での観測値を基本とするが、観測条件等を考慮し受発注者間の協議により観測所を決定することができるものとする。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25以上の場合

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合

③夜間工事については、作業時間帯の暑さ指数（WBGT）が最高25以上の場合又は最高気温が30度（℃）以上の場合

（2）基準日及び対象期間

基準日は、工事着手日を基本とする。

対象期間は、基準日から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとする。

ただし、工事完成日が夏季となる場合については、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者間の協議で工事完成日を定めるものとする。

（3）真夏日率の算出

真夏日率の算出は以下のとおりとする。真夏日率（％）＝対象期間中の真夏日日数（日）÷対象期間（日）

（4）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出するものとし、現場管理費に加算する。

なお、補正は契約変更において行うものとする。

真夏日補正値（％）＝真夏日率（％）×真夏日補正係数※1

※1：真夏日補正係数 1.2

第8節 成果品の納品

受注者は、工事の完成に当たって、図書を作成し、担当職員に提出するものとする。

第9節 疑義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 機器の仕様

第1節 機器仕様

1. 低圧進相コンデンサ 1

既設進相コンデンサ（ニチコン：BS221401AC1）と互換性があるものとし、仕様は次によるほか、JIS C 4901「低圧進相コンデンサ（屋内用）」によるものとする。

- (1) 絶縁方式 乾式
- (2) 相 数 三相
- (3) 定格電圧 234V（200V 級、L=6%対応）
- (4) 定格容量 $400\mu\text{F}$ （8.26kvar：60Hz）
- (5) 付 属 放電抵抗器付き

2. 低圧進相コンデンサ 2

既設進相コンデンサ（ニチコン：BB221120KC1）と互換性があるものとし、仕様は次によるほか、JIS C 4901「低圧進相コンデンサ（屋内用）」によるものとする。

- (1) 絶縁方式 油入式
- (2) 相 数 三相
- (3) 定格電圧 234V（200V 級、L=6%対応）
- (4) 定格設備容量 12kvar（60Hz）
- (5) 付 属 放電抵抗器付き

3. 直列リアクトル 1

低圧進相コンデンサ 1 用の直列リアクトルは、次によるほか、JIS C 4901「低圧進相コンデンサ（屋内用）」附属書 JA によるものとする。

- (1) 絶縁方式 乾式
- (2) 相 数 三相
- (3) 定格容量 0.496kvar
- (4) 定格電圧 8.11V（回路電圧：220V）

4. 直列リアクトル 2

低圧進相コンデンサ 2 用の直列リアクトルは、次によるほか、JIS C 4901「低圧進相コンデンサ（屋内用）」附属書 JA によるものとする。

- (1) 絶縁方式 乾式
- (2) 相 数 三相
- (3) 定格容量 0.766kvar
- (4) 定格電圧 8.11V（回路電圧：220V）

第3章 設備工

第1節 据 付

1. 機器の設置位置は別図に示すとおり既設と同位置に設置するものとし、配線は既設を使用するものとする。

なお、新設する機器の形状に合わせた盤内の加工作業を行うものとする。

2. 取替作業中は、第3章第4節の仮設発動発電機を使用し、電源供給を行うものとする。
電源供給場所は、別途指示するものとする。

第2節 調 整

据付完了後、各機器の単体調整を行うものとする。

第3節 撤 去 等

既設の撤去品は、以下のとおりとし、中里貯水池予備発室に保管するものとする。

- ・ 低圧進相コンデンサ 2 台
- ・ 直列リアクトル 2 台

第4節 仮設発動発電機

予備発電設備の取替作業中において代替機として次の発動発電機を仮設するものとする。

1. 発動発電機の仕様

- | | |
|--------------|--|
| (1) 形 式 | 屋外型ディーゼル発電機 |
| (2) 定 格 | 三相 3 線/単相式、15kVA 以上、200V/100V、60Hz |
| (3) 騒音対策 | 低騒音以上 |
| (4) 排ガス対策 | 1 次対策以上 |
| (5) 連続運転可能時間 | 取替作業予定時間以上 |
| (6) 運転方法 | 外部からの停電、復電信号により運転停止ができること
ただし、運転中作業員が即座に運転停止及び切替ができればこの限りではない |

2. 仮設ケーブル

仮設発動発電機と既設切替配電盤間のケーブルを仮設するものとする。

以上

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 中里貯水池進相コンデンサ取替工事

独立行政法人 水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

工事数量総括表

工事名	中里貯水池進相コンデンサ取替工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電気設備 (機器単体)		式		1		
受変電設備		式		1		
高圧受変電設備		式		1		
低圧進相コンデンサ 1	乾式 220V 三相 400 μ F 放電抵抗器付き	台		1		
低圧進相コンデンサ 2	油入式 220V 三相 12kvar 放電抵抗器付き	台		1		
直列リアクトル 1	乾式 220V 三相 0.496kvar	台		1		
直列リアクトル 2	乾式 220V 三相 0.766kvar	台		1		
機器単体費		式		1		
電気設備		式		1		
受変電設備工		式		1		
高圧受変電設備設置工		式		1		

工事数量総括表

工事名	中里貯水池進相コンデンサ取替工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
進相コンデンサ取替	進相コンデンサ 1、2	式		1		
直接経費		式		1		
仮設発電機		台		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)		式		1		
直接工事費		式		1		
純工事費		式		1		
機器間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

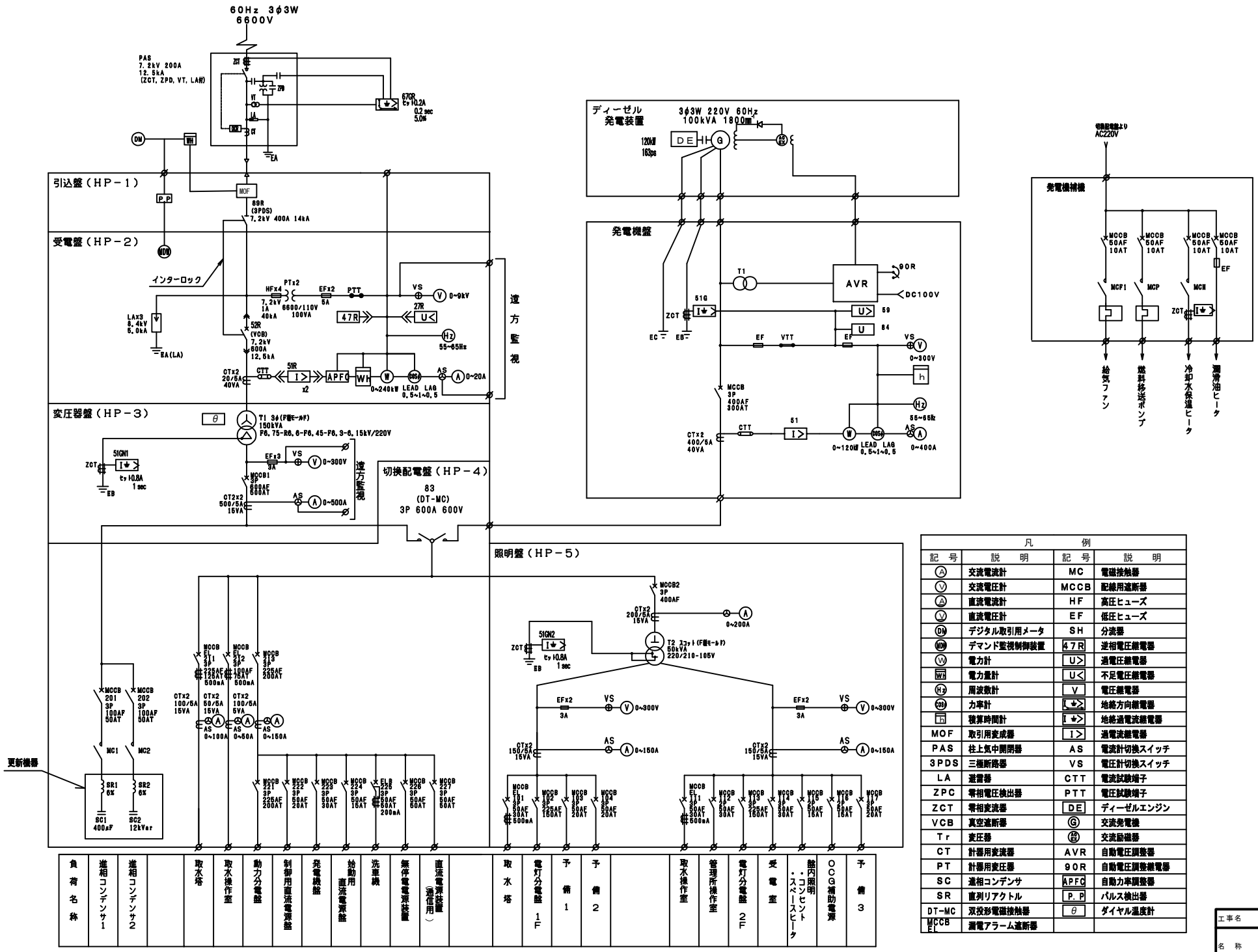
工事名	中里貯水池進相コンデンサ取替工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

中里貯水池進相コンデンサ取替工事

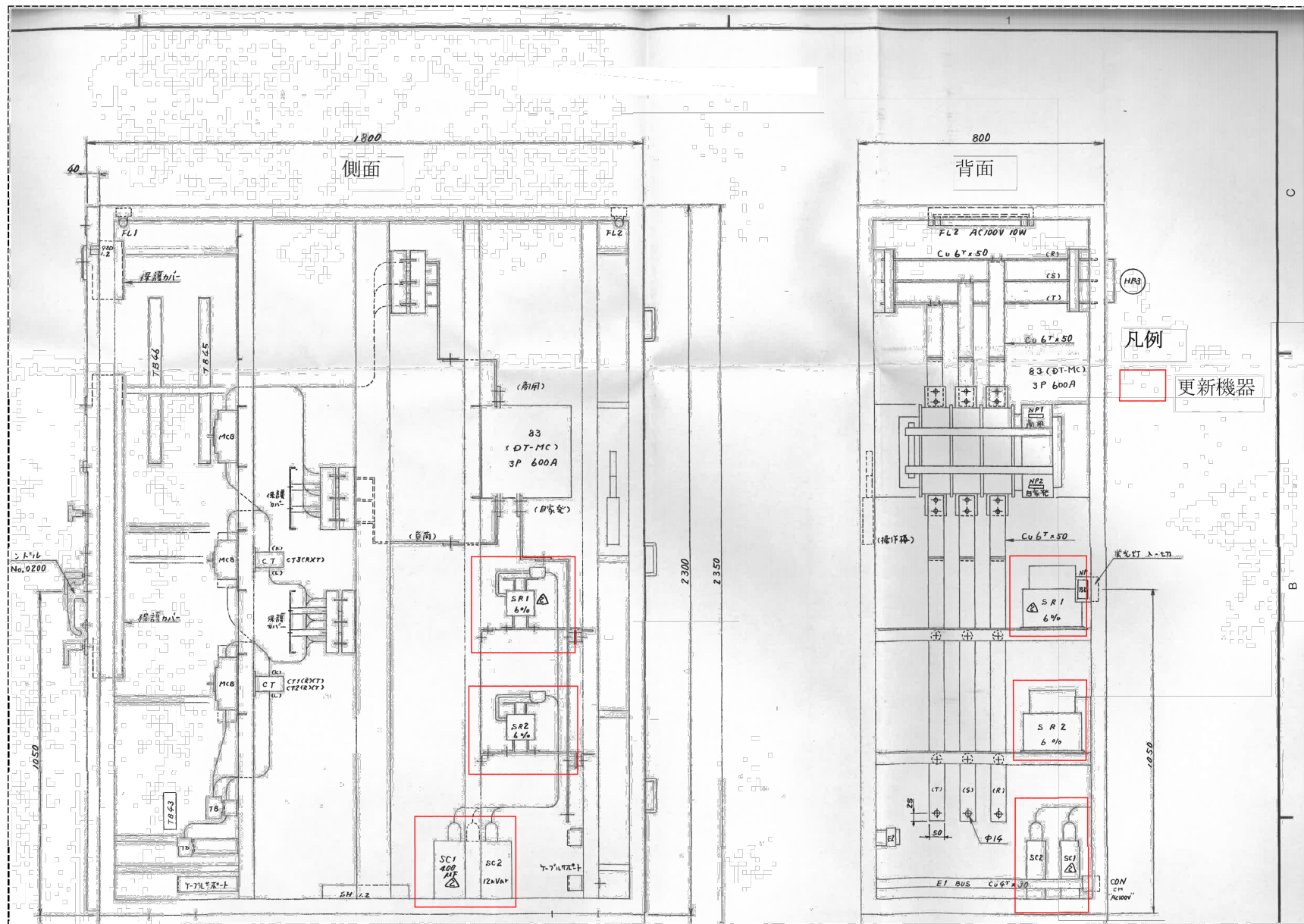
参考図

令和7年11月

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所



凡 例			
記 号	説 明	記 号	説 明
Ⓐ	交流電流計	MC	電磁接触器
Ⓥ	交流電圧計	MCCB	配線用遮断器
Ⓐ	直流電流計	HF	高圧ヒューズ
Ⓥ	直流電圧計	EF	低圧ヒューズ
Ⓜ	デジタル取引用メータ	SH	分流器
Ⓜ	デマンド監視制御装置	47R	逆相電圧継電器
Ⓥ	電力計	U>	過電圧継電器
Ⓥ	電力計	U<	不足電圧継電器
Ⓥ	周波数計	V	電圧継電器
Ⓜ	力率計	Ⓡ	地絡方向継電器
Ⓜ	検算時間計	Ⓡ	地絡過電流継電器
MOF	取引用変成器	I>	過電流継電器
PAS	柱上気中開閉器	AS	電流計切換スイッチ
3PDS	三極断路器	VS	電圧計切換スイッチ
LA	避雷器	CTT	電流試験端子
ZPC	零相電圧検出器	PTT	電圧試験端子
ZCT	零相変流器	DE	ディーゼルエンジン
VCB	真空遮断器	Ⓒ	交流発電機
Tr	変圧器	Ⓓ	交流励磁器
CT	計器用変流器	AVR	自動電圧調整器
PT	計器用変圧器	9OR	自動電圧調整継電器
SC	進相コンデンサ	APFC	自動力率調整器
SR	直列リアクトル	PP	パルス検出器
DT-MC	双投形電磁接触器	θ	ダイヤル温度計
MCCB	漏電アラーム遮断器		



工事名 中里貯水池進相コンデンサ取替工事	
名称 切替配電盤 器具配置図	
登録番号	参考図-2
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所	

(案)
請 書

- 1 件 名 中里貯水池進相コンデンサ取替工事
- 2 場 所 三重県いなべ市藤原町狸谷1316 中里貯水池
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
- 至 令和 8 年 10 月 30 日
- 4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔一宮〕簡易裁判所又は〔名古屋〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月2日に交付された(件名:中里貯水池進相コンデンサ取替工事)
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。